

36 協定・就業規則は

周知が必要です

労働基準法第106条では、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）や就業規則のほか、下表の労使協定等について、周知が義務づけられています。

36協定や就業規則等を周知するために、労働基準監督署の受付印を押した事業場控えが必要な場合は、届出の際に、**届出用と控え用**をそれぞれご用意ください。

周知方法

（以下のいずれかの方法で周知してください。）

- ・ 常時各作業場（ ）の見やすい場所へ掲示する、又は備え付ける。
- ・ 書面で労働者に交付する。
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

「作業場」とは…

事業場内において密接な関連の下に作業の行われている個々の現場をいい、主として建物別等によって判定すべきものとされています。

周知が必要な労使協定等（ については、労働安全衛生法に基づく）

労使協定等	条文
貯蓄金管理に関する協定	第18条
賃金控除に関する協定	第24条
1ヶ月単位の変形労働時間制に関する協定	第32条の2
フレックスタイム制に関する協定	第32条の3
1年単位の変形労働時間制に関する協定	第32条の4
1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定	第32条の5
一斉休憩の適用除外に関する協定	第34条
時間外労働・休日労働に関する協定	第36条
月60時間超の時間外労働をさせた場合の代替休暇に関する協定	労基法 第37条
事業場外労働に関する協定	第38条の2
専門業務型裁量労働制に関する協定	第38条の3
年次有給休暇の計画的付与に関する協定	第39条
年次有給休暇取得日の賃金を健康保険の標準報酬日額で支払う制度に関する協定	第39条
時間単位の年次有給休暇に関する協定	第39条
企画業務型裁量労働制にかかる労使委員会の決議内容	第38条の4
寄宿舎に関する規定及び寄宿舎規則 寄宿舎の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、寄宿舎に寄宿する労働者に周知する必要があります。	第95条等
安全衛生委員会（安全委員会・衛生委員会）の議事の概要	安衛則 第23条

